

議案第63号

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成30年11月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第144号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「かすみがうら市水道事業」の次に「及び下水道事業（公共下水道
事業並びに特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同
じ。）（以下これらを「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条の見出し中「水道事業の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質
の保全に資するため、下水道事業を設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を平成31年4月1日から適用する。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、かすみがうら市全域とする。
- (2) 給水人口は、4万6,400人とする。
- (3) 1日最大給水量は、1万7,600立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域とする。
- (2) 処理施設(かすみがうら市下水道条例(平成17年かすみがうら市条例第140号)第3条第3号の処理施設をいう。)の名称、位置及び処理区域は、別表第1のとおりとする。
- (3) 排水区域面積は、97ヘクタールとする。
- (4) 排水人口は、2,500人とする。
- (5) 1日最大処理能力は、950立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第2のとおりとする。
- (2) 排水区域面積は、587.6ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、12,470人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、1,983立方メートルとする。

第4条第1項中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「水道事務所」を削る。

第5条から第7条まで並びに第8条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	処理区域
志戸崎・田伏地区特定環境保全公共下水道排水処理施設	かすみがうら市田伏6662番地	志戸崎の一部 田伏の一部 坂の一部 中台の一部

別表第2 (第4条関係)

名称	位置	処理区域
柏崎地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市柏崎1996番地	柏崎 田伏の一部 岩坪の一部
大和田地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市一の瀬253番地2	大和田 下大堤 男神 三ツ木の一部 南根本の一部 西成井の一部 中台の一部
深谷地区農業集落排水処理施設	かすみがうら市深谷3	上大堤

施設	9 7 5 番地 6	深谷の一部 南根本の一部 三ツ木の一部
土田地区農業集落排水処理 施設	かすみがうら市上土田 5 0 番地 4	上土田 下土田
志筑地区農業集落排水処理 施設	かすみがうら市中志筑 1 9 4 番地 1	上志筑 中志筑
上稲吉地区農業集落排水処 理施設	かすみがうら市上稲吉 5 6 9 番地 3	上稲吉の一部
新治地区農業集落排水処理 施設	かすみがうら市新治 1 8 6 1 番地	下稲吉の一部 新治の一部
千代田東部地区農業集落排 水処理施設	かすみがうら市東野寺 1 7 5 4 番地 2	下志筑 市川 東野寺 西野寺

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
(かすみがうら市行政組織条例の一部改正)
- 2 かすみがうら市行政組織条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。
第 3 条第 6 号ア及びイを削り、次のように加える。
道路、河川その他土木に関すること。
(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)
- 3 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 1 9 年かすみ
がうら市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中第26号及び第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第38号までを2号ずつ繰り上げる。

(かすみがうら市職員定数条例の一部改正)

- 4 かすみがうら市職員定数条例（平成17年かすみがうら市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(かすみがうら市特別会計条例の一部改正)

- 5 かすみがうら市特別会計条例（平成17年かすみがうら市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

(かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

- 6 かすみがうら市農業集落排水施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条中「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計歳入歳出予算」に改める。

第5条中「歳計現金に」を削る。

(かすみがうら市下水道条例の一部改正)

- 7 かすみがうら市下水道条例（平成17年かすみがうら市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第2号中「その他の排水施設」を「その他の施設」に改め、第13号中「規則」を「上下水道事業管理規程（以下「管理規程」という。）」に改める。

第5条、第7条第1項、第11条、第12条、第13条第2項及び第14条中「規則」を「管理規程」に改める。

第18条第1項及び第3項中「別表第2」を「別表」に改める。

第20条、第22条第1項、第25条第3号及び第5号、第26条第1号、第27条第2号並びに第29条第6号中「規則」を「管理規程」に改める。

第32条第1項の表指定工事店標証板交付手数料の項を削る。

第33条中「規則」を「管理規程」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

(かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

8 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市農業集落排水処理施設の管理に関する条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条中「規則」を「上下水道事業管理規程（以下「管理規程」という。）」に改める。

第7条中「かすみがうら市指定排水設備工事店規則（平成17年かすみがうら市規則第119号）」を「管理規程」に改める。

第8条第1項、第10条、第11条及び第13条中「規則」を「管理規程」に改める。

第14条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第16条中「規則」を「管理規程」に改める。

第17条中「別表第3」を「別表第2」に、「規則」を「管理規程」に改める。

第22条中「規則」を「管理規程」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

(かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正)

- 9 かすみがうら市農業集落排水事業分担金に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条中「かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する
条例（平成17年かすみがうら市条例第142号）の別表第1」を「かすみ
がうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第144号）の別表第2」に改める。